

平成26年1月30日
国・行政のあり方に関する懇談会
(西川徹矢)

我が国政府における危機管理について

- 1 内閣官房の危機管理に関する体制
- 2 内閣の危機管理機能強化の経緯
- 3 内閣官房の役割
緊急事態発生時に設置する「対策本部」
- 4 緊急事態の主な分類
- 5 緊急事態における初動対処の概略フロー
- 6 大規模災害対応に関する内閣官房と内閣府(防災担当)との関係(イメージ)
- 7 3月11日東北地方太平洋沖地震発生時の初動体制

(参考) 新原子力規制体制

資料 2

(於)国・行政のあり方に関する懇談会

我が国政府における危機管理について (東日本大震災の経験を踏まえ)

平成26年1月30日

元内閣官房副長官補
西川徹矢

内閣官房の危機管理に関する体制

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

国家安全保障局長

連携

内閣危機管理監

内閣官房副長官補

内閣官房副長官補
(事態対処・危機管理担当)

内閣広報官

内閣情報官

危機管理審議官

内閣審議官

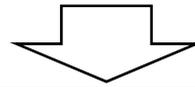
内閣参事官(事態対処担当、国民保護担当等)

内閣事務官



内閣の危機管理機能強化の経緯

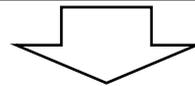
- 平成7年1月 阪神・淡路大震災
- 平成7年3月 地下鉄サリン事件
- 平成8年12月 在ペルー日本国大使公邸占拠事件
- 平成9年1月 ロシアタンカーナホトカ号海難・油流出事故



【平成9年5月1日 行政改革会議中間整理】

内閣の危機管理機能の強化に関する意見集約

- 内閣官房に危機管理を専門的に担当する官房副長官に準ずるクラスの職をおくこと。
- 上記の職を補佐するための危機管理に関する事務体制を整備すること。



内閣危機管理監の設置【平成10年4月1日】

新官邸危機管理センターの運用開始【平成14年4月16日】

内閣官房の役割

内閣

(内閣総理大臣)

内閣官房が政府としての
危機管理を担当

内閣官房

(内閣官房長官)

各省庁の
総合調整

- 内閣の重要政策に関する企画・立案・総合調整(内閣法第12条第2項)
- 各省庁の施策の統一・総合調整(内閣法第12条第2項)

危機管理＝「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止」
(内閣危機管理監の所掌事務＝内閣法第15条)

内閣府(防災などの施策の総合調整/内閣官房を助ける)

各省庁:所掌に応じ施策を実施

- ・警察庁 ・防衛省 ・総務省 ・国土交通省 ・法務省 ・外務省 ・財務省
- ・文部科学省 ・厚生労働省 ・農林水産省 ・経済産業省 ・環境省 等

緊急事態発生時に設置する「対策本部」

1 法律に根拠を置く対策本部

- **武力攻撃事態等**対策本部(事態対処法第10条第1項)
- 緊急**災害**対策本部(災害対策基本法第28条の2第1項)
- **原子力災害**対策本部(原子力災害対策特別措置法第16第1項) 等

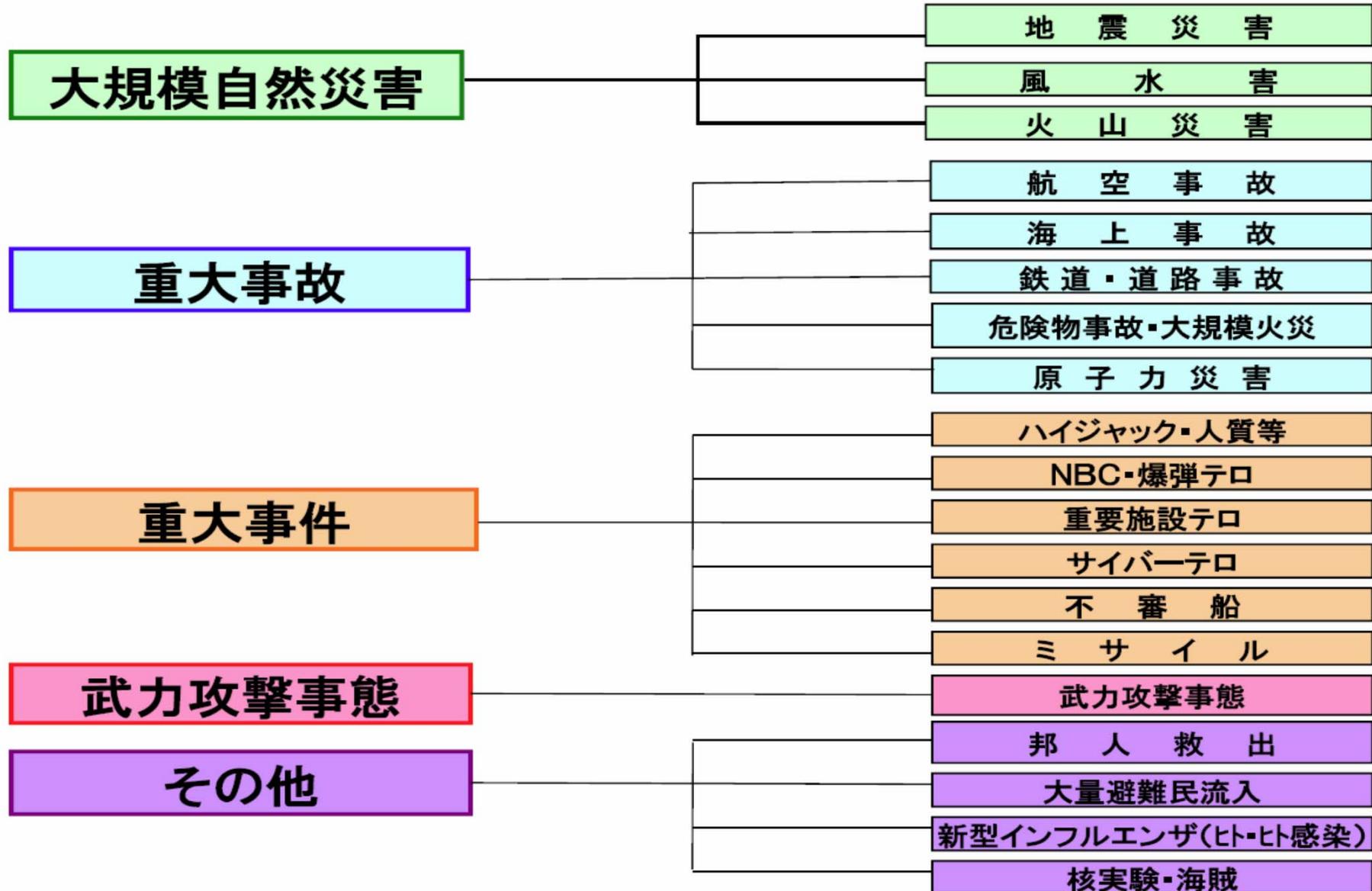
- ① 対策本部の所掌事務の範囲内で、対策本部長が、対策本部員等(全国務大臣等)を**直接、指揮監督**
- ② 地方公共団体、指定公共機関等に対する総合調整権、指示権等、**事態に応じた特別な権限**を対策本部長(総理)に付与

2 法律に根拠を置かない対策本部

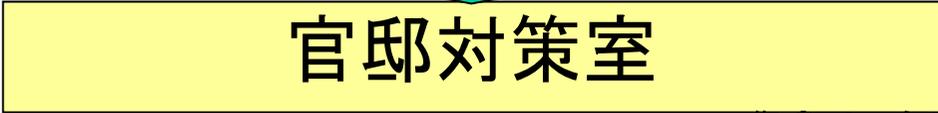
- **緊急事態一般**(国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態)
→ 「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成15年11月21日閣議決定)に基づく対策本部
- **重大テロ**(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズムが発生した場合)
→ 「重大テロ等発生時の政府の初動措置について」(平成10年4月10日閣議決定)に基づく対策本部 等

(対策本部長に対する法的権限が付与されるものではないが、)対策本部の設置により、**対策本部長(総理等)が、対策本部員(関係閣僚等)を招集の上、調整・指示**を行うことで、**政府全体が一体となって、迅速な事態対処を行うことが容易**となる。

緊急事態の主な分類



緊急事態における初動対応の概略フロー



主宰: 内閣危機管理監



《武力攻撃事態・緊急対応事態等》

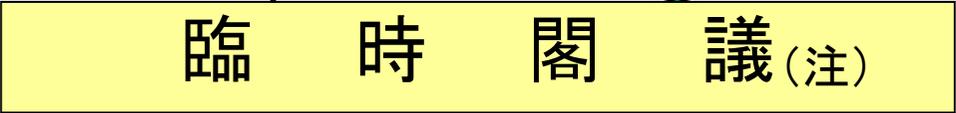
委員長: 内閣官房長官



総理・官房長官・関係閣僚



議長: 内閣総理大臣

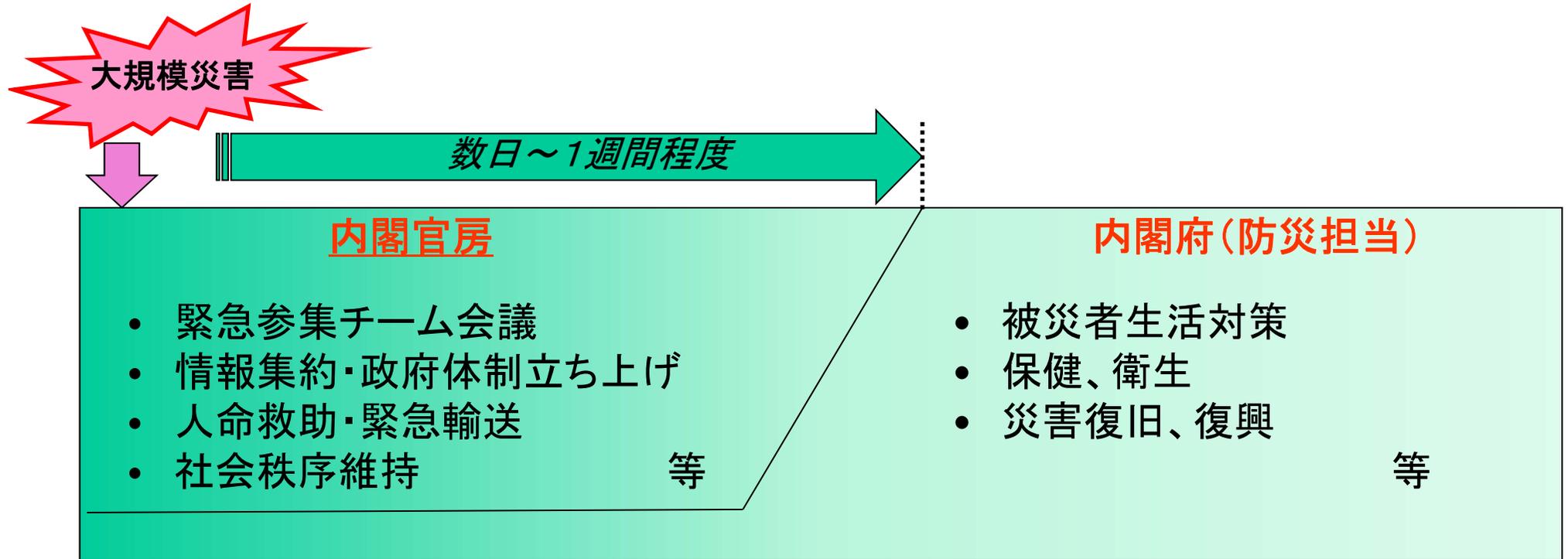


* 事態に応じ
柔軟に対応

(注) 事案によっては総
理判断により設置
できるものもある。

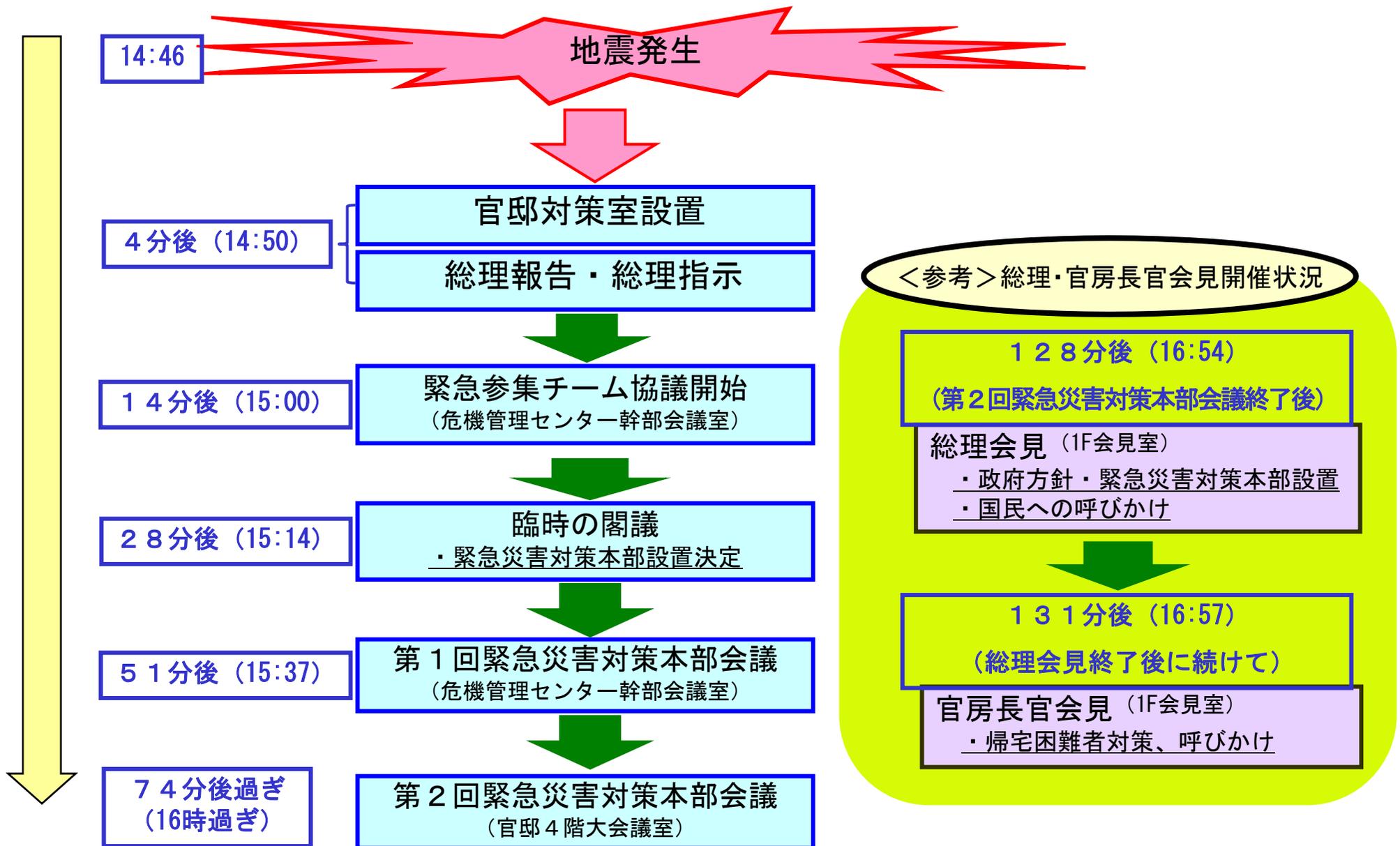


大規模災害対応に関する内閣官房と内閣府(防災担当)との関係(イメージ)



- 初動対応の冒頭については、内閣官房が対処。内閣府は内閣官房を補助。
- 政府災害対策本部設置以降は、内閣官房の一部は本部に参画し、政府の対応が安定するまでの間(数日~1週間程度)、内閣府と連携しつつ主導的に対処。
- 政府災害対策本部設置の前後を通じて、原則内閣危機管理監が全体的に統括。

3月11日 東北地方太平洋沖地震発生時の初動対応



新原子力規制体制

原子力規制委員会(5人)

審議会等

原子炉安全専門審査会

・原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議

核燃料安全専門審査会

・核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議

放射線審議会

・放射線障害防止に関する技術的基準の審議

独立行政法人評価委員会

・所管する独立行政法人の評価を実施

原子力規制庁(事務局)

長官

次長

緊急事態対策監

・緊急時対応の統括

審議官(3人)

原子力地域安全総括官

・災害時の住民の安全確保対策

総務課

・総務
・人事/人材育成
・会計 他

政策評価・広聴広報課

・委員会の会務
・政策評価
・広聴広報

国際課

・ I A E A 等
国際機関、諸外国との連携

技術基盤課

・安全規制に係る基準・指針の策定等

原子力防災課

・防災体制構築
・緊急時初動対応
・核物質防護業務

監視情報課

・放射線モニタリングの指令塔機能等

放射線対策・保障措置課

・ R I 規制
・保障措置

安全規制管理官(5人)

・原子炉等規制法に基づく規制の執行

<地方の体制>

原子力規制事務所(22カ所)

原子炉サイト近傍に、原子力保安検査官(定員154人)、原子力防災専門官(定員31人)を配置

地域原子力安全連絡調整官(5人)

立地県の県庁等に駐在し、関係機関と連携

地方放射線モニタリング対策官(3人)

青森、福井、福島に配置。関係機関と連携

横須賀原子力監視センター

原子炉を設置した軍艦に係る放射能調査

六カ所保障措置センター

再処理施設等に対する査察等

独立行政法人

<単独所管>

原子力安全基盤機構(JNES)

・原子力施設に関する検査等
・原子力施設の設計に関する安全性の解析及び評価等

<一部共同所管>

日本原子力研究開発機構(JAEA)

・原子力の基礎的研究、安全研究 等

<一部共同所管>

放射線医学総合研究所(NIRS)

・放射線研究
・被ばく医療研究 等

平時

内閣に新たに常設

原子力防災会議

議長 : 内閣総理大臣
副議長 : 内閣官房長官、環境大臣、
原子力規制委員会委員長
議員 : 国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、
大臣政務官等
事務局長 : 環境大臣

(役割)

○原子力災害対策指針(※1)に基づく施策等の実施を推進 等
○原子力事故が発生した場合の、事故後の長期にわたる総合的な施策の実施の推進

緊急時

原子力災害対策本部

(原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に内閣府に設置)

本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 内閣官房長官、環境大臣、
原子力規制委員会委員長
本部長 : 国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、
大臣政務官等

(役割)

○原子力緊急事態に対する応急対策及び事後対策の総合調整

関係省庁

〔警察庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
国土交通省、海上保安庁、環境省、防衛省 等〕